

はじめに

【東京都新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和 2（2020）年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（C O V I D - 1 9）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、東京都（以下「都」という。）は、国・区市町村・近隣県等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、都民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度も感染の波を乗り越えてきた。

今般の東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんを持続可能な都市の実現を目指すものである。

本行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【行動計画の改定概要】

都では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成 17（2005）年 12 月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 19（2007）年 3 月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を、また、平成 22（2010）年 3 月に都政の B C P（新型インフルエンザ編）を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成 25（2013）年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等²の発生時における危機管理対応の規範とするべく、平成 25（2013）年 11 月に都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 7 条に基づき新たな行動計画を作成し、平成 30（2018）年 7 月には治療薬の確保量等の一部改定を行った。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2（2020）年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

² 特措法第 2 条第 1 号

はじめに

今般、令和 6（2024）年 7 月に政府行動計画が抜本改定となったことを受け、都においても、行動計画の抜本改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等³だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの 8 項目から政府行動計画に合わせた 13 項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の開発・実用化に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、都の初動対応についても本行動計画において明らかにする。

³ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。